

令和7年度大島町空き店舗等活用起業者等支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、空き家の活用により本町に根付き起業を目指す人材の育成を図るため、町内で空き家又は空き店舗を購入し又は借り受けたものが起業するのに要する経費の一部を補助する大島町空き店舗等活用起業者等支援事業補助金（以下「補助金」という。）を予算の範囲内で交付することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 起業 次のいずれかに該当する場合をいう。

ア 事業を営んでいない個人が、本町において新たに事業を開始する場合

イ 事業を営んでいない個人が、本町において新たに法人を設立し、当該新たに設立された法人が事業を開始する場合

ウ 個人が現在の事業の全部又は一部を継続しつつ、本町において法人を設立し、新たな事業を開始する場合

エ 個人及び法人が、現在の事業の全部又は一部を継続しつつ、本町において新たな事業を開始する場合

(2) 空き家 人の居住を目的として建築された住居のうち、現におおむね1年以上居住者がいない戸建ての住居をいう。

(3) 空き店舗等 店舗、事務所、工場、倉庫及び空き家等であって、現に使用されていない建物又は建物の一部をいう。

(交付の対象者)

第3条 この要綱による補助金の交付の対象となる者は（以下「補助対象者」という。）は、次のすべての要件を満たす者とする。

(1) 空き店舗等を購入若しくは賃借又は無償で使用して起業すること

(2) この補助金の交付を受けてから3年以上町内で事業を継続すること

(3) 公の秩序又は風俗を害するおそれがある等の町が補助を行うことが適当でないと認められる企業をする者でないこと

(4) 補助対象者及びその者と生計を一にする者について、補助金の申請時までの町税を滞納していない者

(5) 大島町暴力団排除条例（平成24年条例第2号）に該当しない者

(6) 空き家又は空き店舗の所有者で3親等以内の親族でない者

(7) 貸家業を営んでいない者

(8) 過去に本補助金又は同等の補助金を適用していない者

(交付の要件)

第 4 条 この要綱による補助金の交付対象となる要件は、次の各号の全てに該当することとする。

- (1) 住宅に係る賃貸借契約が、起業者と所有者との間において締結されていること
- (2) 補助対象工事は、町内に本社を有する法人又は町内に住所を有する個人であって、住宅改修を行なう事業者が行う工事であること
- (3) 令和 7 年 4 月 1 日以降に行った事業とし、補助対象年度内に完了する事業
- (4) 補助金の交付決定の日後に着手する工事等であること
- (5) 当該補助金の交付の対象となる事業の実施に当たって、本町が交付するほかの補助金等を交付されていないこと
- (6) 賃借した起業者は、所有者に改修の許可を得ていること
- (7) 過去に本補助金又は同等の補助金を適用した物件でないこと。

(補助対象経費)

第 5 条 補助金の交付対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は事業の用に供する部分にかかる空き店舗の購入費及び改修に要する経費、並びに荷物整理、運搬及び処分に要する経費とし、賃金、委託料、工事請負費、需用費（食糧費を除く。）、役務費、使用料及び賃借料、原材料費その他町長が必要であると認めたもの。

(補助金の額)

第 6 条 補助金の額は対象経費の 2 分の 1 に相当する額（その額に 1000 円未満の端数のあるときは、その端数を切り捨てる。）とし予算の範囲内において 300,000 円を上限とする。ただし、補助金の額が 50,000 円未満となる場合は交付しない。

2 補助金の交付は、1 戸につき 1 回限りとする。

(交付の申請)

第 7 条 補助金の交付を受けようとする者は、大島町空き店舗等活用起業者等支援事業補助金交付申請書（別記様式第 1 号）を町長に提出しなければならない。

(交付の決定)

第 8 条 町長は、前条の申請書によりこれを審査し、補助金の交付を決定したときは、大島町空き店舗等活用起業者等支援事業補助金交付決定通知書（別記様式第 2 号）により通知する。

(計画の変更)

第9条 補助金交付の決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、次に掲げる事項のいずれかに該当する場合は、あらかじめ大島町空き店舗等活用起業者等支援事業補助金変更申請書（別記様式第3号）を提出し、町長の承認を受けなければならない。

- (1) 補助事業を中止しようとするとき。
- (2) 補助金の額が増額となる変更をしようとするとき。
- (3) 補助対象経費の20パーセントを超える減額をしようとするとき。
- (4) 事業内容の重要な部分を変更しようとするとき。

(変更の決定)

第10条 町長は、前条の規定による変更申請を受けたときは、これを審査し、適当であると認める場合は、大島町空き店舗等活用起業者等支援事業補助金変更交付決定通知書（別記様式第4号）により通知する。

(実績報告)

第11条 補助事業者は、補助対象事業が完了したときは、大島町空き店舗等活用起業者等支援事業補助金実績報告書（別記様式第5号）により、補助事業の完了の日から起算して30日を経過した日、又は、補助事業実施年度の3月31日のいずれか早い日までに町長に報告しなければならない。

(補助金の額の確定)

第12条 町長は、前条の規定による報告があったときは、これを審査し、必要に応じて行う現地調査等により検査し、適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、大島町空き店舗等活用起業者等支援事業補助金確定通知書（別記様式第6号）により補助事業者に通知するものとする。

(補助金の交付)

第13条 補助事業者は、前条の補助金の確定後に大島町空き店舗等活用起業者等支援事業補助金請求書（別記様式第7号）を町長に提出しなければならない。

(決定の取り消し及び返還)

第14条 町長は、補助事業者が偽りその他不正な手段により、補助金の交付を受けたとき、又は、第3条の要件を欠く理由が生じたときは、補助金交付決定の全部又は一部を取り消し、その返還を命ずる。

(その他)

第 15 条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附則

この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。